

「令和8年度 すみよし学びあいサポート事業」事業委託仕様書

1 事業の目的と概要

生活保護世帯を含む経済的に困難な世帯では、家庭における学習環境の問題などから相対的に高校進学率が低く、高校中退率が高くなっている。そのため将来、就労の選択肢が少なくなり、結果的に不安定就労となって「貧困の世代間連鎖」という事態が生じている。

また、不登校により勉強が遅れ、学校へ行っても勉強がわからないから行きたくないといった悪循環がおこるために進路の選択肢がなくなり、結果的に、生活困窮者となってしまう可能性もある。

当該事業は、このような状況の中で生活保護世帯を含む生活困窮世帯の中学生に対し、学習支援を行うことで、「貧困の世代間連鎖」の防止を図る。

また、不登校からの脱却をめざすために、不登校の中学生とその保護者に対してカウンセリングを行うとともに、関係機関と連携を図っていく。

これらの目的を達成するため、学習環境に課題のある生徒に対する学習支援のノウハウや、不登校の中学生に対する支援等、幅広い知識と経験、専門性を有する民間事業者から広く企画提案を募集する。

2 業務の範囲

(1) 事業名称

令和8年度 すみよし学びあいサポート事業

(2) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 対象者

生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の学習意欲を有する中学生

(4) 対象人数

住吉区内在住の中学生30名から40名程度

(5) 業務内容

ア 学習支援の実施

錦秀会住吉区民センター等において、中学生を対象にした1回2時間の学習支援を週2回程度、四半期で15回程度とし、年間合計60回以上実施するものとする。また、事業に参加しやすい環境づくりや支援を行う。

イ 個別の学習支援の実施

個々の子どもの実情や習熟度に応じた学力向上や学習意欲の向上のため、少人数の学習支援を行えるよう学習支援サポーターによる学習支援を行う。

ウ 学習支援計画の策定

個々の子ども毎の支援計画で目標を設定し、実施前、実施後の目標達成状況を判定する。

エ 不登校世帯への問題解決支援

不登校生徒が事業に参加した場合は、大阪市の委託事業である子ども自立アシスト事業の事業者と連携しカウンセリング等の支援を行う。

オ 地域との連携

地域からもあたたかく見守ってもらえる子どもたちにとっての大切な「居場所」をめざすため、主任児童委員連絡会の協力を得て交流会を年数回主催する。

カ 新型インフルエンザ等（新型コロナウィルスを含む）感染拡大防止対応等について

新型インフルエンザ等感染拡大防止のため、学習支援場所が使用できない場合において、

オンライン学習等の対策を講じ学習支援を行う。

キ 事業報告

- ・四半期ごとに事業報告書を提出すること。
- ・事業報告書には、活動状況を記載すること。
- ・事業の進捗（実施状況）については、毎月報告すること。
- ・第4四半期において、事業参加者に発注者と内容を協議のうえアンケートを実施すること。

（6）契約条件等に関する事項

（ア）委託料の支払い

受注者からの報告に基づいて当区の検査に合格したときは、受注者からの請求に基づき四半期ごとに委託料を支払う。

（イ）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は、契約金額以外の費用を負担しない。

（ウ）再委託

ア 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

（1）委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超える一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する※。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

（7）業務実施体制の整備

受注者は、本事業を実施するために必要な人員体制を次の通り整えること。

(ア) 学習支援コーディネーター

事業の責任者である学習支援コーディネーターを1名以上配置すること。

また、学習支援日当日、学習支援コーディネーターを1名以上配置できないときは学習支援サポートーの中から、代表者を1名選出すること。

(イ) 学習支援サポートー

少人数の学習支援を行えるよう学習支援サポートーを常駐すること。

また、学習支援サポートーを広く地域から募集し、地域と充分な連携を取ること。

(ウ) 不登校世帯サポートー

関係機関との連絡調整を行えるよう社会福祉士などの有資格者を1名以上配置すること。

(8) 事業の実施

(ア) 個人情報の管理については、大阪市個人情報保護条例に基づき、厳重に行うこと。

(イ) 必要に応じて挙証書類の提出を求める場合がある。

(9) 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。また、「令和8年度 障がいを理由とする差別の解消の推進のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書」(様式10)を研修実施後速やかに発注者に提出すること。